

警視庁所管財産管理規程

平成 15 年 3 月 24 日

訓令甲第 11 号

存続期間

警視庁所管財産管理規程を次のように定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 都有財産の管理（第 3 条 第 12 条）
 - 第 3 章 国有財産の管理（第 13 条 第 16 条）
 - 第 4 章 所属財産の管理（第 17 条 第 24 条）
 - 第 5 章 借用財産の管理（第 25 条・第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 警視庁が所管する財産の管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 都有財産 東京都公有財産規則（昭和 39 年東京都規則第 93 号）により警視總監に管理を委任された行政財産及び普通財産をいう。
- (2) 国有財産 内閣府所管国有財産取扱規則（平成 13 年内閣府訓令第 39 号）第 5 条第 1 項の規定により総務部長が事務を分掌している行政財産をいう。
- (3) 借用財産 警察の用に供するため、有償又は無償で借用する財産をいう。
- (4) 所属財産 都有財産、国有財産及び借用財産のうち、使用する所属の長が総務部長から管理の引継ぎを受けたものをいう。

第 2 章 都有財産の管理

（都有財産管理事務）

第 3 条 各部の所管に係る都有財産の管理に関する事務は、それぞれの部長が分掌し、当該財産を所管する所属の長がこれを補佐するものとする。

（総括主任）

第 4 条 東京都公有財産規則第 26 条第 1 項に規定する総括主任は、施設課管財担当課長代理とする。

（総括主任の職務）

第 5 条 総括主任は、都有財産管理事務で、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 都有財産の現状を把握すること。
- (2) 都有財産管理事務の処理を推進すること。
- (3) 次条に規定する管理主任及び第 23 条に規定する管理補助者の取り扱う事務について必要な指導及び調整を行うこと。

（管理主任）

第 6 条 第 3 条に規定する所属に、東京都公有財産規則第 27 条第 1 項に規定する管理主任を置き、庶務を担当する係長又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。

（管理主任の職務）

第 7 条 管理主任は、所属における都有財産管理事務で、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 都有財産の使用並びに維持及び保存に関すること。
- (2) 財産台帳の記録及び保管並びに都有財産の異動状況の調査に関すること。

（都有財産の管理の引継ぎ）

第 8 条 総務部長は、都有財産のうち施設課が所管する土地、建物、工作物及び立木を所属に使用させる場合が必要があると認めるときは、当該所属の長に*別記様式第 1 号の「都有財産管理引継書」を交付して、当該財産の管理を引き継ぐものとする。

(調整)

第 9 条 総務部長は、前条に規定する財産の効率的運用及び管理の適正を図るため必要があると認めるときは、施設課長に命じ、実地に調査させ、当該財産を使用する所属の長に対し、当該財産の状況に関する資料の提出若しくは報告を求め、又は当該財産の所属換等必要な調整をすることができる。

(調整を受けた都有財産の返還及び運用)

第 10 条 前条の規定により調整を受けた所属の長は、当該調整により財産の管理を解かれた場合は、総務部長(施設課管財第二係経由)に当該財産を返還しなければならない。

2 総務部長は、返還を受けた財産について、新たに使用する所属を指定する等効率的な運用を図らなければならない。

(公有財産台帳)

第 11 条 都有財産の管理に当たっては、管理主任を置く所属ごとに、東京都公有財産規則第 17 条に規定する公有財産台帳を備え付けておくものとする。

(行政財産の使用許可)

第 12 条 行政財産は、個人の用に供してはならない。ただし、東京都公有財産規則第 29 条の 2 各号の規定に該当する場合は、使用を許可することができる。

第 3 章 国有財産の管理

(国有財産管理事務)

第 13 条 国有財産の管理に関する事務は、内閣府所管国有財産取扱規則の規定に基づいて総務部長が分掌し、施設課長が補佐するものとする。

(国有財産の管理の引継ぎ)

第 14 条 総務部長は、国有財産を所属に使用させる場合が必要があると認めるときは、当該所属の長に*別記様式第 2 号の「国有財産管理引継書」を交付して、当該財産の管理を引き継ぐものとする。

(国有財産台帳)

第 15 条 国有財産の管理に当たっては、施設課に、内閣府所管国有財産取扱規則第 37 条に規定する国有財産台帳を備え付けておくものとする。

(国有財産の使用許可)

第 16 条 国有財産は、個人の用に供してはならない。ただし、内閣府所管国有財産取扱規則第 19 条から第 21 条までの規定に該当する場合は、使用を許可することができる。

第 4 章 所属財産の管理

(所属長の管理責任)

第 17 条 第 8 条、第 14 条及び第 25 条の規定により管理の引継ぎを受けた所属長(以下この章において単に「所属長」という。)は、所属財産について、常に適切な注意を払い、管理する責任を負うものとする。

(所属財産の異動報告)

第 18 条 所属長は、名称、数量の変更等所属財産に異動が生じた場合は、その内容を総務部長(施設課管財第一係経由)に報告しなければならない。

(所属財産の損害報告)

第 19 条 所属長は、所属財産に災害、事故、犯罪等による損害が発生したときは、速やかに次に掲げる事項を総務部長(施設課管財第二係経由)に報告しなければならない。

- (1) 所在地及び名称
- (2) 原因
- (3) 被害の状況及び程度の概要

- (4) 被害に対する応急措置
- (5) その他参考事項

(所属財産の使用許可の上申)

第 20 条 所属長は、第 12 条ただし書及び第 16 条ただし書の規定により使用を許可しようとする場合は、次に掲げる事項を調査し、許可しようとする日のおおむね 3 か月前までに、意見を添えて総務部長（施設課管財第一係経由）に上申するものとする。

- (1) 理由及び用途
- (2) 土地又は建物の所在、名称及び使用予定範囲
- (3) 申請者の名称、職及び氏名
- (4) その他参考事項

(所属財産に関する上申)

第 21 条 所属長は、所属財産のうち土地及び建物の取得、移転、用途の変更その他建物の増改築、模様替等の必要を生じたときは、総務部長（施設課計画係経由）に上申するものとする。

(休止中の所属財産の管理)

第 22 条 所属長は、所属財産で公用を一時休止し、かつ、監視人を置かないものについては、不当な侵害を受けないよう、立入禁止等必要な措置を講じなければならない。

(管理補助者)

第 23 条 所属財産を管理する所属においては、次に掲げる者を管理補助者とする。

- (1) 警察署にあっては、会計課長又は警務課課長代理（会計担当）その他会計事務を担当する職員のうち最上位の職にある者
- (2) 警察署以外の所属にあっては、庶務を担当する係長又はこれに相当する職にある者

(管理補助者の任務)

第 24 条 管理補助者は、所属財産の管理に関する事務で、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 所属財産の使用並びに維持及び保存に関すること。
- (2) 名称、数量の変更等所属財産の異動報告に関すること。
- (3) 災害、事故、犯罪等による所属財産の損害報告に関すること。
- (4) 使用許可に係る所属財産の使用状況の調査に関すること。
- (5) 各財産台帳の写しの保管及び訂正に関すること。（警察署に限る。）
- (6) その他所属長が必要と認める事項

第 5 章 借用財産の管理

(借用財産の管理の引継ぎ)

第 25 条 総務部長は、借用財産を所属に使用させる場合が必要があると認めるときは、当該所属の長に * 別記様式第 3 号の「借用財産管理引継書」を交付して、当該財産の管理を引き継ぐものとする。

(借用財産の管理)

第 26 条 借用財産の管理に当たっては、施設課に、次に掲げる台帳を備え付けておくものとする。

- (1) 借地については、別記様式第 4 号の「借用財産台帳（借地）」
- (2) 借家については、別記様式第 5 号の「借用財産台帳（借家）」
- (3) 不動産投資事業による建物については、別記様式第 6 号の「不動産投資台帳（建物）」
- (4) 不動産投資事業による工作物については、別記様式第 7 号の「不動産投資台帳（工作物）」
- (5) 不動産投資事業による立木については、別記様式第 8 号の「不動産投資台帳（立木）」

附 則

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 警視庁所管財産管理規程（昭和 32 年 9 月 26 日訓令甲第 46 号）は、廃止する。